

大規模災害等発生時の生徒の引き渡し保護者用マニュアル

山口県立高森みどり中学校
山口県立高森高等学校

1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・土石流等）が発生し、大きな被害が出たとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童生徒等に危害が及ぶ恐れがあるとき

2 保護者引き渡しについての連絡手段

(1) 通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき

→ 保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をします。学校から、保護者あて緊急メールまたは電話により連絡し、お子さんの引き取りを依頼します。

(2) すべての通信手段が途絶し、連絡できないとき

→ 学校に生徒を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。

「1 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようお願いします。
(※ 引き渡しのケース等、不明な点がありましたら、学校までお問い合わせください。)

なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

3 引き渡し場所

(1) 大規模な自然災害（地震・土石流等）が発生し、大きな被害が出たとき

原則、学校を引き渡し場所とします。

(2) 不審者が学校に侵入し、実害が出たとき、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき

原則、学校を引き渡し場所とします。生徒の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。

4 「緊急時引き渡し登録カード」の提出

円滑かつ安全な引き渡しのために、引き渡し登録カードの提出をお願いします。

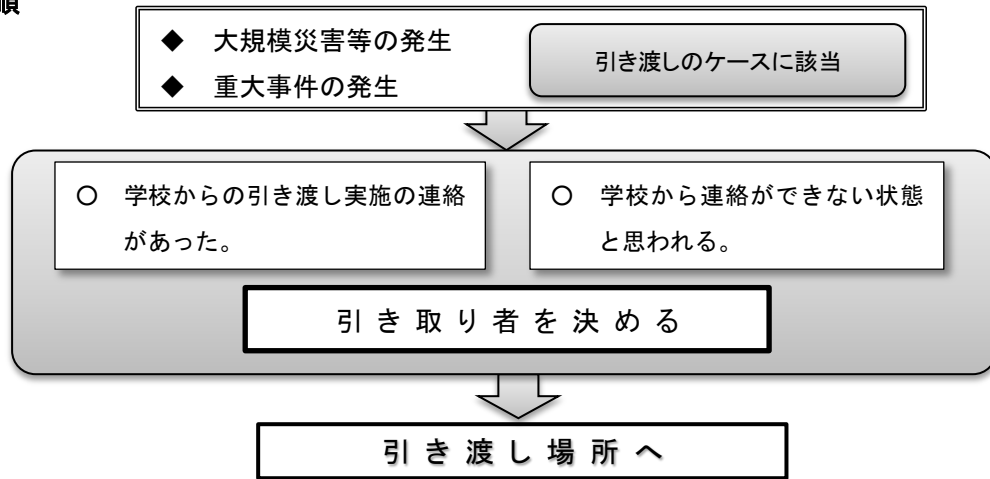
① 引き取りに来る人（引き取り登録者）を決めて、引き渡し登録カードに記入してください。

- ・引き取り登録者の1番には、保護者を登録してください。
- ・引き取り登録者の2番以降は、1番の保護者が、引き取りができない場合の引き取り者（保護者・親族等）を登録してください。できるだけ4番までの引き取り登録者を記入してください。
- ・保護者以外の引き取り者は、お子さんが確認できる人をお願いします。
- ・当日、引き取り登録者以外の方が引き取りに来られる場合は、事前に連絡をお願いします。

② 「保護者控え用」は家庭で保管してください。

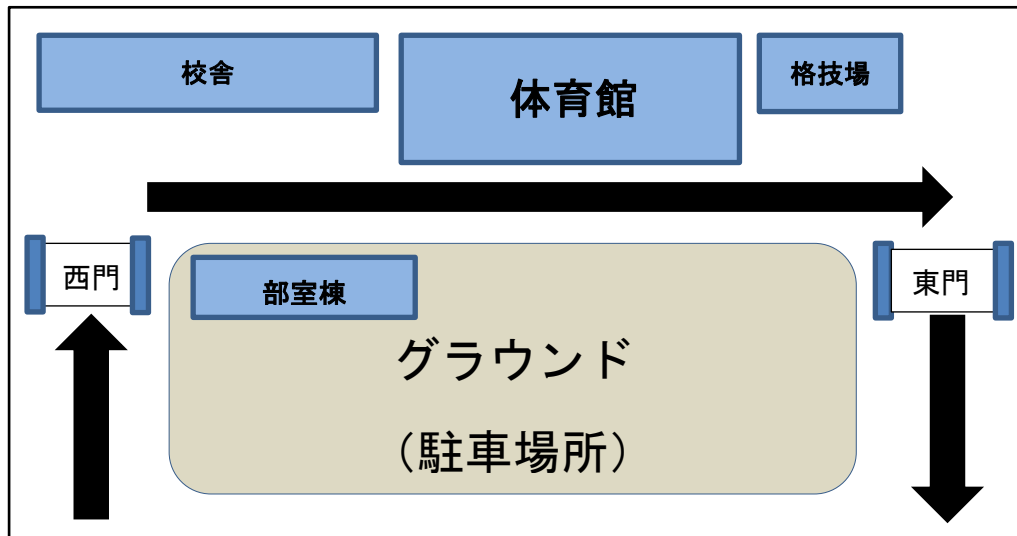
③ 引き渡し登録カードの記載内容に変更が生じた場合は、その都度担任にお知らせください。変更がない場合は、次年度に引き継がさせていただきます。

5 引き渡しの手順



(1) 学校への進入方法

渋滞や交通事故を防ぐため、進入は自動車、徒歩、自転車ともすべて正門からのみとします。



(2) 受付

体育館またはグラウンドに学年・学級ごとに並んでください。

(3) 引き取り者の確認

教職員に、「〇〇の(保護者)です。」と教えてください。場合によっては、運転免許証等を提示いただき、引き取り者の確認をします。

(4) 引き渡し

お子さんが引き取り者を確認できたら引き渡します。その際、学校からの連絡事項を確認するとともに、自宅以外の場所にお子さんを引き取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項を担当の教職員に伝えておいてください。

兄弟姉妹がおられる場合は、お子さんを連れて、次の学級の列に並び、同様の手順でお子さんを引き取ってください。

(5) お願い

- 子どもたちが落ち着いて待機し、順に引き渡しができるようにしています。勝手に待機場所からお子さんを連れて行かないようにお願いします。
- 引き渡しを確実に実施するために、お子さんと連絡を取り合い、別の場所で落ち合って帰られることのないようにお願いします。
- 引き渡しを実施する場合は、緊急メールでお知らせしますが、通信手段が途絶し、連絡できない場合があります。裏面に「引き渡しの基準」を載せておりますので、判断の目安にしてください。

【引き渡しの基準】

●地震 ＊学校を含む地域の震度を基準とする。	震度4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、通学路の安全・交通機関の運行状況を確認し、下校させる。 ・交通機関の混乱等により帰宅できない場合、または保護者が帰宅困難になる場合が予測される場合は、学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
	震度5弱以上	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、保護者への引き渡しとする。 ・保護者等が引き取りに来るまで、学校に待機させる。
●津波 ＊生徒の自宅を含む地域への発表	津波警報 大津波警報の発表	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、該当生徒は、解除されるまで学校に待機させ、解除されるまでは保護者への引き渡しは行わない。 ・保護者への引き渡しについては、「地震」の基準に基づき、津波の注意報・警報解除後の被害状況等を踏まえて決定する。
●その他 (災害・二次災害)	河川氾濫、土砂災害、通学路上の建物倒壊	<ul style="list-style-type: none"> ・下校の安全確保が困難な場合は、校長判断により、生徒を学校に待機させ、原則、保護者への引き渡しとする。
●学校へ不審者が侵入し、実被害が発生したとき ●近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中等で、生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき		<ul style="list-style-type: none"> ・原則、保護者への引き渡しとする。 ・保護者が引き取りに来るまで、学校に待機させる。

※この「大規模災害等発生時の生徒の引き渡し保護者用マニュアル」はHP上にも載せております。
 また、「引き渡し登録カード」はダウンロードをして入力していただくこともできますので、ご利用ください。